



臨時特別給付金の申請を受付中です

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を給付します。

●対象となる世帯

①住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において余市町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（基準日において生活保護を受給している世帯を含む）

②家計急変世帯

①以外の世帯のうち、申請時点で余市町に住民登録があり、令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税が課税されている方全員のそれぞれの年収見込額が、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①、②ともに住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。

※課税状況につきましては、個人情報のため電話でお伝えすることができませんのでご理解願います。

●給付額 1世帯あたり10万円（口座振込により給付）

●申請方法

①住民税非課税世帯

対象となる世帯に向けて「確認書」を送付しております。必要事項をご記入のうえ同封の封筒で返信してください。（「確認書」の発行日から3か月以内に返信してください）

※確認書が届いていない場合は対象となりません。

②家計急変世帯

家計急変世帯については、申請が必要となります。「申請書」、「簡易な収入（所得）見込額の申立書」および必要書類を添付のうえ提出してください。

※「申請書」、「簡易な収入（所得）見込額の申立書」が必要な方は、町ホームページからダウンロードまたは民生部福祉課に問合せ願います。

※家計急変世帯の申請受付は9月30日までです。

【詳細は、広報よいち2月号折り込みチラシまたは町ホームページをご覧ください。】

～本給付金を装った不審な電話や郵便にはご注意ください！！～

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。町や内閣府などが本給付金について、ATMの操作や、給付のための手数料の振り込み、EメールなどによるURLをクリックして申請手続きを求めることは、絶対にありません。

少しでも不審な電話や郵便物だと思ったら、消費者センターや最寄りの警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120（平日 午前9時～午後5時）